

## 第 4 回役員会議事録

日時：平成 21 年 11 月 6 日(金) 14:00～18:30

場所：五反田事務所

役員：中山、野嶋、太田、小泉、小島、田村、野並、濱田、正木、リボウィッツ  
(敬称略)

事務局：鈴木、川島(記録)

### 検討資料

資料 1 第 3 回役員会議事録(案)

資料 2 平成 21 年度各事業活動報告(2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 2-5, 2-5, 2-6, 2-7, 2-8, 2-9)

資料 3 日本看護系大学協議会の法人化に向けた「臨時総会」開催(案)

資料 4 貸借対照表(税込)

### 1. 第 3 回役員会議事録(案)確認 (資料 1)

議事録の完成度が低かったため、議事録担当者は十分に確認の上、提示するようにとの指摘があった。

### 2. 役員承認

慶應義塾大学の看護医療学部学部長の任期終了に伴い、新学部長の太田喜久子氏が山下香枝子幹事の後任として幹事ならびにデータベース整備・検討委員会分掌を引き継ぐことになり、承認された。

### 3. 平成 21 年度 各事業活動の報告 (資料 2-1)

#### 1) 専門看護師教育課程認定委員会(分掌者：野嶋副会長)

(1) 第 1 回専門看護師教育課程認定委員会の開催(10 月)

更新申請校の審査および新規申請校の共通科目審査を実施した。審査結果は次回の役員会で報告する予定である。

認定結果は来年 1 月の本委員会で最終承認されるが、各大学が認定結果を待っていることを踏まえ、結果が判定された大学には順次通知することで了解された。

#### 2) 高等教育行政対策委員会(分掌者：中山会長、野嶋副会長) (資料 2-9)

中山会長より、資料に基づき説明が行われた。

本委員会で検討された 7 月の保助看法改正内容に対する「日本看護系大学協議会の基本的な考え方」に関して討議され、以下の内容が了解された。

- ①大学における看護学教育は、免許資格取得とは別な意義をもち、保健師、助産師、看護師すべての基礎となる教育であり、この内容をモデルコアカリキュラムで提示していく方向は、本協議会においても合意できる。
- ②保健師、助産師の国家試験受験資格を取得せずに卒業した学生に対して、卒後に必要単位を取り、国家試験受験資格を取得していけるシステムを整備する必要がある。しかし、現状の規則(保健師教育課程の指定校においては、23 単位をもって課程を修了としているので、不足単位のみを追加して修了することは認められていない)では、実現することはできない。したがって、今後、本協議会として文科省に要望書を提出する。要望書では、学部在学中に履修した単位を認めていく方向とする。
- ③モデルコアカリキュラムの作成と同時に、教員数や学習環境の整備、看護教育実践レベルの確保等に関しても、本協議会としての見解を示す必要がある。
- ④認証評価については、分野別評価を各大学が受けて、教育の質の保証をしていく。
- ⑤保健師教育を大学院レベルに位置づけることに関して、雇用する自治体の要請を把握するために調査を実施すべきとの提案については、役員会の意見として現段階は見合わせる事が望ましいとする。

### 3) FD委員会 (分掌者：正木幹事) (資料 2-8)

正木幹事より、第 2 回委員会開催時(8 月)の検討内容について以下のとおり報告された。委員会として、今後は各大学が FD を計画・実施することを支援するために FD 企画者向けの研修会を開催し、その点が充実したら本協議会における役割も終了すると考えている。

### 4) 看護学教育研究倫理検討委員会 (分掌者：小泉幹事) (資料 2-5)

小泉幹事より、資料に基づき以下の説明が行われた。

#### (1) ワークショップの開催

8 月と 9 月に「臨地実習における倫理的課題と教育について」というテーマで開催し、計 77 名の参加があった。

#### (2) 第 3 回看護学教育研究倫理検討委員会の開催 (10 月)

- ・上記のワークショップのアンケートから評価を行った。その結果「意義があった」と評価する。
- ・本委員会の在り方について、今年度行った倫理に関する教育活動は、FD 委員会に移してもよいかもしれないという意見が出された。
- ・平成 19 年度実施した学内演習に関する調査や本年度のワークショップを通して、看護技術教育において様々な問題があることが明らかになった。そこで、看護技術教育に特化した倫理指針を本委員会で検討する必要があるのではないかという見解に至っ

た。

#### 5) 広報・出版委員会（分掌者：野並幹事）（資料2-2）

野並幹事より、資料に基づき以下の説明が行われた。

9月に第1回広報出版委員会を開催し、本年度の活動計画を整理した。

- ①若手の研究者をバックアップできるような広報活動を行う。
- ②出版事業として平成22年度出版予定の「看護学教育Ⅳ」に向け、本会の活動とその評価をまとめる。
- ③若手の教員や看護師でキャリアアップを考えている人を対象としたホームページの検討を行う。

#### 6) 役員推薦委員会（分掌者：野嶋副会長）

法人化後の役員選挙に関する規程を作成するにあたり、設置主体別の枠を設けること、2期(4年)までの任期を認めることの適切性について討議が行われ、以下の内容について合意が得られた。

- ①役員選出の際は、各校が3から5の大学を連名にて投票する。この方法は、ある程度設置主体別の分散をはかることを想定して行うものである。
- ②役員は2期まで継続を認める、選出は、あくまで大学単位であるため、選出された個人の所属が変わった場合は、その大学が引き継ぐ形をとる。

#### 7) 高度実践看護師制度推進委員会（分掌者：田村幹事）

田村幹事より、資料に基づき以下の報告が行われた。

##### (1) 第1回高度実践看護師制度推進委員会の開催（8月）

専門看護師教育機関認定の仕組みと問題点に関する検討、ナースプラクティショナー（以下、NP）に関する政府・関係団体等の動向について意見交換を行った。その結果、次の2点の問題が提起され、役員会での検討を求めるとの意向が示された。

- ①「高度実践看護師」における専門看護管理者の位置づけについて
- ②専門看護師教育機関の認定に関する仕組みの検討の必要性に関して

##### (2) 第2回高度実践看護師制度推進委員会の開催（10月）

本役員会で当面取り組むべき課題について検討された。

上記の報告に基づき、本委員会から提起された問題と取り組むべき課題について討議がなされ、以下のとおり合意された。

##### (1) 「高度実践看護師」における専門看護管理者の位置づけについて

本会が検討を行う高度実践看護師から看護管理者の問題は切り離して考える。ただし、看護管理者を大学院で教育できるようにするための教育課程の検討は重要であるため本会の今後の課題とする。

##### (2) 専門看護師教育機関の認定に関する仕組みの検討の必要性に関して

NPの教育課程に関する検討と同時期にCNS教育機関認定の仕組みの改変を行うこと

は、混乱を招く可能性がある。したがって、CNS教育機関認定の仕組みの改変は時機を待つことが望ましいとの意見があり、NPの教育課程の検討を優先課題とする。

(3) 本役員会で当面取り組むべき課題について

- ① NPに関する動向を踏まえ、高度実践看護師に関するJANPUの声明を出す。これに際しては、CNSとNPの役割の相違を明確化し、教育・認定システムの整理を行なう必要がある。
- ② 前委員会が作成したNPに関する教育課程案(38単位)を具体化するための検討を行う。大学間の混乱を避けるためにも、具体的な行程表を作成し、各大学が実現化の可能性を諮ることができるような案の提示を行う。38単位案は最低基準であり、各大学はその特徴を踏まえて、単位を付加し独自性を打ち出す必要がある。
- ③ CNSの数を増やし内容を充実させるために教育課程の改正が必要である。CNSの教育課程も現行の26単位から38単位へ移行し、再構築することも視野に入れて検討する。また、CNS申請の仕組み、試験体制、CNSが現場で活躍できるようになるための体制に関する問題が存在するため改正の必要がある。
- ④ 前記教育課程案(38単位案)の周知に関する取り組みの検討(来年度予算へ反映)を行う。
- ⑤ NP教育に着手している大学と本委員会との合同会議を開催し連携を図る。

**8) 看護学教育評価機関検討委員会 (分掌者：高橋幹事)**

高橋幹事に代わり、中山会長から資料に基づき以下の説明が行われた。

(1) 第2回看護学教育評価機関検討委員会の開催 (8月)

文部科学省委託事業の業務実施体制等について審議を行った。

(2) 研修会の実施 (9月)

UCLA副学部長のAdeline M. Nyamathi 先生を講師として招聘し、「欧米における看護教育評価の発展」というテーマで講演を行った。

**9) 法人化検討委員会 (分掌者：リボウィッツ幹事)**

リボウィッツ幹事より、資料に基づき以下の説明が行われた。

(1) 第1回法人化検討委員会の開催 (7月)

他の組織の定款を参考に定款案を検討した。

(2) 第2回法人化検討委員会の開催 (本日)

法人化に向けた定款案についての具体的な検討を行った。今後は、本日の検討結果をまとめ、臨時総会での説明を予定している。

**10) 組織整備検討委員会 (分掌者：野並幹事)**

野並幹事より、資料に基づき以下の説明が行われた。

(1) 第1回組織整備検討委員会を開催 (7月)

日本看護系大学協議会規約と申し合わせ事項双方の内容の検討・整理を行い、組織会員

の意見を反映する体制整備について検討を行った。役員が大学の代表者でなくなった場合の取り扱い及び役員構成については、法人化に向けて、新しい役員選挙規程を作成する必要があるとの方針が示された。

(2) 第2回組織整備検討委員会を開催（7月）

定款案に関して、目的及び事業の項について文章の整理、定款に伴う諸規程についての検討を行った。さらに、法人化に向けたスケジュールについて確認を行い、法人化委員会と協力し定款作成を行うとの意向が示された。

### 11) データベース整備・検討委員会

太田幹事より、資料に基づき以下の説明が行われた。

(1) 第1回データベース整備・検討委員会を開催（8月）

過去10年間のデータを点検して、残すべき項目について検討を始めた。

(2) データベース調査について

90%の回答をめざし、調査協力のお願いを続けており、10月末現在では85.7%である。調査項目については、設問数が多く、解釈に混乱を生じる設問もあり、会員校から「回答への負担が大きい」という声がでているため、検討が必要と考えている。

### 3. 高度看護実践家に対する本協議会の見解について

聖路加看護大学大学院研究科長より、「高度看護実践家」に対する本会の見解を示してほしいとの要望があり、回答について役員会で検討が行われた。

### 5. 臨時総会の開催準備について（資料3）

#### 1) 開催日時について

候補を2010年1月7日（木）あるいは8日（金）として、出席できる幹事の先生方の状況と開催場所との兼ね合いで決定する。

#### 2) 開催場所

候補を日本赤十字大学としているが、上記の日時で開催できるかどうかを確認してもらう。開催不可の場合には、他の大学や施設を当てる。

### 6. 今後の五反田事務所の体制について

#### 1) 新事務員の雇用について（庶務：鈴木）

庶務より、現在の五反田事務所の事務員の退職について以下の説明があり、新しい事務員の雇用に関して承認された。

- ・五反田事務所は、今まで2名の事務員体制で業務を行ってきた。現在の事務員2名が共に一身上の都合で、1名は8月末で退職、もう1名は12月下旬に退職の予定である。それに伴い、事務局としては、少なくとも3月まで五反田事務所で事務を担当する人員確保が必要と考える。現在、候補者が1名おり、11月後半から勤務可能である。しかし、12月までは引き継ぎも含めて2名体制で行いたいと考えている。

## 2) 事務所の移転について（中山会長より）

中山会長より事務所移転について以下の説明がなされ、合意された。

法人化すれば、事務所の設置と常勤の事務員1人の配置が必要となり、事務員の作業スペースの他に会議を行うスペースが必要である。このようなことから事務所の体制について、全面的に立て直しを図りたいと考えている。また、法人化の際に、「主たる事務所」と「副の事務所」を置いて良いこととし、「主たる事務所」は東京に置き、「副の事務所」は、会長校が所属する大学に置くこととする。「主たる事務所」には常勤の事務員を置くこととする。

## 7. 事務局報告

### 1) 会計報告（会計：川島）（資料4）

第2四半期の会計報告が問題なく終了した旨が報告された。また臨時総会開催に伴う予算は、今年度の定期総会の残額で賄えることが報告された。そのため、管理費の総務・会計(総会)に充てていた予算額内で対応でき、補正予算を立てる必要性はないことが了解された。

次回役員会日程

日時：候補として、平成21年12月19日(土)と20日(日)

場所：五反田事務所